

## 【前文】

私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜せんなどの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。

一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。

こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わなければなりません。

私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市ー生駒市づくりに努めます。

ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。

## 【解説】

前文では、生駒市の特性と本条例を制定する背景や趣旨、まちづくりを行っていくうえでの基本的なルールや、目指すべき自治の姿を述べています。

生駒市は、自然環境の豊かさや安全な住環境、交通の利便性といった住みやすさに加え、歴史や伝統と最先端の顔を併せ持つ住宅都市として発展してきました。

しかし昨今、高齢化の進行や財源確保の深刻化、市民ニーズや価値観の複雑化・多様化など、本市を取り巻く社会環境は年々変化する中、多岐に渡る行政課題や地域課題に対応し、生駒市を活性化していくためには、行政主体ではなく市民主体のまちづくりに取り組むことが求められています。

本市では、市民の定住意識とともに、まちづくりへの市民意識も高く、自治会に代表される地縁組織における活動のほか、NPO やボランティアなどテーマ型の市民活動も年々広がりを見せ、市民力の高さも本市の大きな財産であるといえます。

「生駒市自治基本条例」の「自治」とは、「自ら治める」と読めるように、地域のことは地域で考え、決定し、行動することを指します。地方自治は、地域住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した団体の権限と責任において地域の行政を行う「団体自治」とで成り立っています。

本条例では、自治の担い手である市民、議会（議員）、行政（市長、職員）が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことを規定するとともに、第2条において「市民」を市内に居住する住民に限定せず、市内に通学や勤務する者、事業や活動を行う者を広く含めています。

まちづくりの主体として市政に関わり、地域コミュニティなどに参画する市民はまちづくりの主役であり、「住民自治」と「団体自治」双方の責任者でもあり、主権者であるといえます。また、議会（議員）も行政（市長、職員）も、生駒市としての「団体自治」を推進するための責任を負うことを、本条例において明確化しています。

このように、市民、議会、行政の3者がそれぞれの責任と役割を果たし、お互いに尊重し、協力しながら参画と協働のまちづくりに取り組み、真の市民自治の実現を目指すため、自治基本条例を制定することをこの前文において決意表明しています。

「生駒市自治基本条例」**条文**の改正（案）

条文	改正の主旨・理由	改正案
<p>(<u>20歳未満</u>の市民のまちづくりに参画する権利)</p> <p>第8条 <u>20歳未満</u>の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>民法の改正を踏まえ、「20歳未満」を「18歳未満」とする。</p> <p>※<b>改正（施行）の時期の確認</b></p> <p>①民法の改正時期に合わせて、2022年（令和4年）4月からとする。</p> <p>②民法の改正時期に合わせず、2020年（令和2年）4月からとする。</p> <p>選挙権に加え、本市においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募市民等無作為抽出型登録制度</li> <li>・市民が選択する市民活動団体支援制度（マイサポ制度）</li> <li>・市民投票条例</li> </ul> <p>はいずれも18歳以上を対象としている。</p>	<p>(<b>18歳未満</b>の市民のまちづくりに参画する権利)</p> <p>第8条 <b>18歳未満</b>の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p>
<p>(議会の役割と権限)</p> <p>第10条</p> <p>(第1項・第2項省略)</p> <p>3 市議会は、<u>法律等</u>の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。</p>	<p>「<b>法律等</b>」と「<b>法令等</b>」について</p> <p>※「<b>法律等</b>」のままでよいかの確認</p>	<p>(議会の役割と権限)</p> <p>第10条</p> <p>(第1項・第2項省略)</p> <p>3 市議会は、<b>[法律等・法令等・法令]</b>の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。</p>
<p>(協働のまちづくりにおける市の役割)</p> <p>第14条 市は、自ら<u>公共的サービス</u>を提供する役割を担うだけでなく、適切な<u>公共サービス</u><u>水準</u>の設定及び市民の活動の支援を通</p>	<p>※「<b>公共的サービス</b>」と「<b>公共サービス</b>」の使い方の再確認</p>	<p>(協働のまちづくりにおける市の役割)</p> <p>第14条 市は、自ら<b>公共サービス</b>を提供する役割を担うだけでなく、適切な<b>公共サービス</b>水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、</p>

<p>じて、市民による<u>公共的サービス</u>の提供が適正に行われることを保障するよう努める。</p> <p>(第2項省略)</p>		<p>市民による<u>公共サービス</u>の提供が適正に行われることを保障するよう努める。</p> <p>(第2項省略)</p>
<p>(法務政策)</p> <p>第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って<u>法律等</u>を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p>	<p>「法律等」と「法令等」について</p> <p>※「<u>法律等</u>」のままでよいかの確認</p>	<p>(法務政策)</p> <p>第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って[<u>法律等・法令等・法令</u>]を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p>
<p>(予算編成、執行及び決算)</p> <p>第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて<u>行い</u>、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、<u>分かりやすい</u>情報を提供するものとする。</p>	<p>文言修正</p> <p>&lt;変更理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行い」の対象が何かかわからないため。</li> </ul> <p>「…行政評価を踏まえて<u>行い</u>、…」</p> <p>⇒「…行政評価を踏まえ、…」</p> <p>&lt;変更理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「単純化された情報」という意味に誤解される可能性があるため。</li> </ul> <p>「…把握できるよう、<u>分かりやすい</u>情報を提供するものとする。」</p> <p>⇒「…把握できるよう、<u>分かりやすく</u>情報を提供するものとする。」</p>	<p>(予算編成、執行及び決算)</p> <p>第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて<del>行い</del>、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、<u>分かりやすく</u>情報を提供するものとする。</p>
<p>(条例制定等の手続)</p> <p>第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を</p>	<p>「法律等」と「法令等」について</p> <p>※「<u>法律等</u>」のままでよいかの確認</p>	<p>(条例制定等の手続)</p> <p>第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を</p>

<p>求めなければならない。</p> <p>(1) 関係する<u>法律等</u>又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (第2号・第3号省略)</p>		<p>求めなければならない。</p> <p>(1) 関係する <b>[法律等・法令等・法令]</b> 又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (第2号・第3号省略)</p>
<p>(市民自治の定義)</p> <p>第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う<u>活動</u>をいう。</p> <p>2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。</p>	<p>文言修正 &lt;変更理由&gt; 第2項以下(第41条以下も含む)では、「市民自治活動」という言葉が使われており、「市民自治活動」とは、「市民自治活動活動」となってしまうため。</p> <p>「…市民が主役となったまちづくりを行う<u>活動</u>をいう。」 ⇒「…市民が主役となったまちづくりを行う<u>形態</u>をいう。」</p>	<p>(市民自治の定義)</p> <p>第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う<b>形態</b>をいう。</p>

「生駒市自治基本条例」**逐条解説**の修正（案）

条文	修正の主旨	現行	修正案
<p>(人権の尊重)</p> <p>第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p>	<p>人権施策課から修正案提出あり。</p>	<p>参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。</p> <p>これには、同和問題や高齢者、障がい者、女性、外国人などの人権問題、インターネットを悪用した人権侵害などの課題の解決に向けた取組を含んでいます。</p>	<p>参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。</p> <p><b>人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人、LGBTなどの性的少数者、同和問題、インターネット等による人権侵害など多岐にわたっています。</b></p>
<p>(協働のまちづくりにおける市の役割)</p> <p>第14条 市は、自ら<u>公共的サービス</u>を提供する役割を担うだけでなく、適切な<u>公共的サービス</u>水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による<u>公共的サービス</u>の提供が適正に行われることを保障するよう努める。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>※「公共的サービス」と「公共サービス」の使い方の再確認</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が<u>公共的サービス</u>の提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に<u>公共的サービス</u>の提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。</p> <p>こうした場合に市は、他の主体によって<u>公共的サービス</u>の提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。</p> <p>なお、場合によっては、市が<u>公共的サービス</u>及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が<u>公共サービス</u>の提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に<u>公共サービス</u>の提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。</p> <p>こうした場合に市は、他の主体によって<u>公共サービス</u>の提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。</p> <p>なお、場合によっては、市が<u>公共サービス</u>及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。</p>

<p>(市の職員の責務)</p> <p>第17条 (第1項・第2項省略)</p> <p>3 市の職員は、自らも<u>生活者</u>であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。</p>	<p>「生活者」のことばのイメージが具体的に伝わるよう解説を工夫。</p>	<p>&lt;第3項&gt;</p> <p>まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も生活者であることの視点を大切にし、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。</p>	<p>&lt;第3項&gt;</p> <p>まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も <b>市民感覚や市民の目線を大切に</b>し、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。</p>
<p>(行政組織)</p> <p>第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、<u>責任を明確にして</u>、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p>	<p>「責任論」(自律的責任と説明責任)についてふれる。</p>	<p>市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害(窓口対応における市民のたらいまわしなど)に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。</p>	<p>市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを行うとともに、<b>職員自ら、自治体職員として責任ある政策を実行していくという自律的責任</b>を市の責務として規定しています。<b>さらに、分断された縦割り組織の弊害(窓口対応における市民のたらいまわしなど)に対処するため、組織の横断的な連携を行うとともに組織間の連絡調整を密に行い、市民への説明責任を果たすことの必要性</b>を定めています。</p>
<p>(危機管理)</p> <p>第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。</p>	<p>防災安全課から修正案提出あり</p>	<p>市は、阪神淡路大震災以降も各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、</p>	<p>市は、<b>毎年</b>各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪、<b>新型インフルエンザや大規模事故</b>など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整</p>

		<p>迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、防災体制に関しては、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p>	<p>備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市の防災体制に関しては、他の地方公共団体との災害相互応援協定をはじめ、民間企業等との間で、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p>
<p>(行政評価) 第34条 (第1・2項省略) 3 市長は、市民及び専門的知識を有するものによる評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。</p>	<p>財政経営課から修正案提出あり。</p>	<p>&lt;第3項&gt; 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であることの規定です。 「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画において、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。</p>	<p>&lt;第3項&gt; 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であり、予算制度と連携した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。また、「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画においては、施策評価及び事務事業評価を導入しています。</p>
<p>(審議会等) 第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から</p>	<p>解説に引用している「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」の改正にともなう修正 (追記)</p>	<p>《既存の法律など》 【附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針】 (委員の公募) 第6条</p>	<p>《既存の法律など》 【附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針】 (委員の公募) 第6条</p>

<p>公募した委員を加えなければならない。</p> <p>2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p>		<p>(第1項・第3項省略)</p> <p>2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。</p>	<p>2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。<b>ただし、生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱(平成25年4月1日施行)に基づき委員を選任する場合は、この限りでない。</b></p>
<p>(市民自治の定義)</p> <p>第40条 市民自治とは、<u>共同体意識の形成が可能な一定の地域</u>において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>第40条の「共同体意識の形成が可能な一定の地域」と第43条の「一定のまとまりのある地域」との違いを明確化する。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で生駒市域全域から、例えば自治会単位といった共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例ではコミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語で表現<b>すれば</b>生駒市域全域<b>もしくは</b>共同体意識の形成が可能な一定の地域における、市民主体のまちづくりの活動をいいます。</p> <p><b>なお、共同体意識の形成が可能な地域とは、自治会に代表されるように、地縁のつながりの中で自分たちの地域をよくしていこうとする意識や気持ちを共有できる人たちで構成される一定の区域を意味します。</b></p>
<p>(市民自治に関する自治体の役割)</p> <p>第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う<u>非営利、非宗教及び非政治</u>の市民自治活</p>	<p>第2項をふくらませる</p> <p>※「非営利、非宗教、非政治」を社会教育法第23条のように具体的に記述する。</p>	<p>&lt;第2項&gt;</p> <p>市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かに</p>	<p>&lt;第2項&gt;</p> <p>市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会</p>



<p>動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。</p>		<p>なることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保障するものです。</p>	<p>自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保障するものです。</p> <p>ただし、もっぱら営利を目的として行っている活動や、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援している活動、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持している活動などは、支援の対象外となります。</p>
<p>(市民自治協議会等)</p> <p>第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、<u>一定のまとまりのある地域</u>において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>【再掲】第40条の「共同体意識の形成が可能な一定の地域」と第43条の「一定のまとまりのある地域」との違いを明確化する。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会、NPO等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有する<u>一定のまとまりのある地域</u>を基本に、自治会、NPO等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。</p> <p>なお、一定のまとまりのある地域とは、自治会等の基礎的な地縁組織の連携が可能な小学校区程度の区域を意味します。</p>